

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：
 医薬食品局食品安全部企画情報課
 企画情報課国際食品室
 企画情報課検疫所業務管理室
 基準審査課
 基準審査課新開発食品保健対策室
 監視安全課
 監視安全課輸入食品安全対策室

評価実施時期：平成20年8月

施策名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること (Ⅱ-1-1)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標1 食品等の安全性を確保すること
施策の概要	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我が国の食生活を取り巻く昨今の環境は大きく変化し、国民の食品に対する関心も日増しに高まっている。 また、BSE問題や残留農薬問題、平成20年においては、食品による薬物中毒事案が発生するなど、食品の安全性を確保するという要請がますます強くなっているところである。 こうした現状の中で、平成15年における食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関としての内閣府食品安全委員会が設置されるとともに、厚生労働省は規格基準の策定やそれに基づく監視指導の業務などを担うリスク管理機関としての立場が明確化され、食の安全への新たな取組みが始まっていることを踏まえ、厚生労働省としては、引き続きリスク管理機関として、関係省庁及び地方公共団体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っているところである。</p> <p>(有効性) 自治体の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を国民の健康の保護を図る上で効果的に実施している。 ポジティブリスト制度導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等に関して、リスク評価機関である内閣府食品安全委員会に個々の農薬等の食品健康影響評価を依頼し、その評価結果を踏まえて必要な基準の見直しや試験法の開発・整備を行うことは、食品中に残留する農薬等に対し、最新の科学的知見に基づいた判断を踏まえた、より適切な規格基準の策定に資するものであることから、食品の安全性確保を図る上で有効な施策である。 また、健康食品等に関する健康被害報告数については、過去5年間(平成14年から18年)の報告数の平均は76.2件であるが、平成19年には30件と目標を達成していることから推察できるように、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことは健康食品の安全対策を推進するに当たり有効であったと考えられる。 平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するために、行政、消費者、事業者の三者間の意見交換会について計画を立て、全国で定期的に行っている。また、資料等は厚生労働省ホームページに掲載し、国民への情報提供を積極的に行っているところであり、目標の達成に対して有効な政策手段であると考えられる。</p> <p>(効率性の観点) 自治体の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を効率的に実施している。 農薬等の残留基準の見直しについては、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、学識経験者等の専門家等で構成される薬事・食品衛生審議会において審議の上、順次行っているところである。 健康被害報告については、保健所が医師からの報告を受けて都道府県経由で厚生労働省に情報提供する仕組みとしており、自治体との適切な役割分担を行うことによって迅速かつ効率的な報告が行われている。 意見交換会については、参加者が地域によって偏らないように全国各地で開催するよう計画を立てている。また、国民への情報提供についてもホームページ等を活用して幅広に行っており、目標を達成するための手段は効率的であると考えられる。</p>	

(総合的な評価)

大規模食中毒については、過去5年間(平成14年から18年)の平均件数は3.2件であるが、平成19年には5件発生している。これは、ノロウィルスによる食中毒が増加したことが原因と考えられる。引き続き、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を適切に講じていくことが必要である。なお、今般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、平成20年2月22日に取りまとめられた食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚会合による申合せに基づき、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第73条の改正を行い、都道府県知事等が直ちに厚生労働大臣へ報告しなければならない食中毒事件の範囲を拡大するとともに、食品等事業者が衛生管理上講ずべき措置を都道府県が条例で定める際の指針となる「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号)について、食品等事業者から保健所等へ速やかに報告する旨のルールを確立するよう改正したところである。

モニタリング計画に基づくモニタリング検査の達成率については、平成14年度から100%を超えており、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査の強化及び輸入者に対する適切な指導を実施し、食品の安全性を確保していると評価できる。

なお、平成20年5月23日に総務省から「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を受けたことを踏まえ、市場動向の変化等を考慮の上、モニタリング検査についてきめの細かい対応が可能となるよう、一層の輸入食品の安全性確保に取り組むこととする。

ポジティブリスト制度は、平成18年5月29日から施行されたが、平成19年度には29農薬等の基準見直しを図ったところであり、着実に制度の整備・運用が行われていると評価できる。今後とも、制度に関してより一層の周知徹底を図るとともに、効率的な試験法整備や残留基準の設定を継続的に進める必要がある。

平成15年度から開始した意見交換会は、全国各地において、毎回、一定数の参加者を確保し、テーマも幅広く開催しているところであり、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は、内閣府食品安全委員会が平成17年及び18年に実施した食品安全確保総合調査によると着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

(評価結果の分類)

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)

(理由)

施策目標に係る指標については、目標を達成しているものについては、着実な制度の整備・運用が見られているとともに、目標を達成できなかったものについても、その原因の分析が的確になされているため。

また、施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討することについては、先般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、食品危害情報を広く収集、解析、管理する必要があるため。

更に、定員要求については、年度ごとに定める輸入食品のモニタリング検査計画について、最新のデータに基づく見直しを行うとともに、適切な実施体制を確保する必要があることから、検疫所における食品衛生監視員の大幅な増員が必要となるため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) なお、指標1及び4は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~200%)。		H15	H16	H17	H18	H19
1	大規模食中毒の発生件数(単位:件) (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度)	2 【158.3%】	0 【200.0%】	2 【116.7%】	6 【0.0%】	5 【43.8%】
2	モニタリング検査達成率(単位:%) (100%/毎年度)	104 【104.0%】	103 【103.0%】	102 【102.0%】	102 【102.0%】	103 【103.0%】
3	ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(単位:品目数) (ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のすべて/-)	-	-	-	7 【-%】	29 【-%】
4	健康食品等に関する健康被害報告数(単位:件) (過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度)	89 【-%】	45 【-%】	39 【-%】	15 【-%】	30 【160.6%】
5	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(単位:%) (60%以上/平成22年度)	-	-	-	-	-

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。
【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/index.html>
- ・指標2は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。
【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

※「ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等の当該基準の見直し」については、個別目標2の主な事務事業欄参照。

- ・指標3は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。
- ・指標4は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。
【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/kimkyu/diet/jirei/030530-1.html>
- ・指標5は、食育推進基本計画が平成18年3月31日に決定されたことを踏まえ、平成21年度頃に内閣府食育推進室が調査を行う予定である。

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)		なし。